

新旧対照表

改正後	改正前								
<p>別表第 1 (第 5 条関係)</p> <p>ばい煙に係る特定施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施 設 名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ボイラー（熱風ボイラーを含み、<u>固体燃料を専焼させ、又は固体燃料と液体燃料若しくはガス燃料を混焼させるものに限る。</u>） </td> <td style="vertical-align: top;"> 燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上 50 リットル未満のもの（重油換算は、重油 10 リットル当たりが、液体燃料は 10 リットルに、ガス燃料は 16 立方メートルに、固体燃料は 16 キログラムに、それぞれ相当するものとする。） </td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	規 模	ボイラー（熱風ボイラーを含み、 <u>固体燃料を専焼させ、又は固体燃料と液体燃料若しくはガス燃料を混焼させるものに限る。</u> ）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上 50 リットル未満のもの（重油換算は、重油 10 リットル当たりが、液体燃料は 10 リットルに、ガス燃料は 16 立方メートルに、固体燃料は 16 キログラムに、それぞれ相当するものとする。）	<p>別表第 1 (第 5 条関係)</p> <p>ばい煙に係る特定施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施 設 名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ボイラー（熱風ボイラーを含み、<u>熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを熱料として専焼させるものを除く。</u>） </td> <td style="vertical-align: top;"> 日本産業規格 B 8201 及び B 8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 平方メートル以上 10 平方メートル未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの（重油換算は、重油 10 リットル当たりが、液体燃料は 10 リットルに、ガス燃料は 16 立方メートルに、固体燃料は 16 キログラムに、それぞれ相当するものとする。） </td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	規 模	ボイラー（熱風ボイラーを含み、 <u>熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを熱料として専焼させるものを除く。</u> ）	日本産業規格 B 8201 及び B 8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 平方メートル以上 10 平方メートル未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの（重油換算は、重油 10 リットル当たりが、液体燃料は 10 リットルに、ガス燃料は 16 立方メートルに、固体燃料は 16 キログラムに、それぞれ相当するものとする。）
施 設 名	規 模								
ボイラー（熱風ボイラーを含み、 <u>固体燃料を専焼させ、又は固体燃料と液体燃料若しくはガス燃料を混焼させるものに限る。</u> ）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上 50 リットル未満のもの（重油換算は、重油 10 リットル当たりが、液体燃料は 10 リットルに、ガス燃料は 16 立方メートルに、固体燃料は 16 キログラムに、それぞれ相当するものとする。）								
施 設 名	規 模								
ボイラー（熱風ボイラーを含み、 <u>熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを熱料として専焼させるものを除く。</u> ）	日本産業規格 B 8201 及び B 8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 平方メートル以上 10 平方メートル未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの（重油換算は、重油 10 リットル当たりが、液体燃料は 10 リットルに、ガス燃料は 16 立方メートルに、固体燃料は 16 キログラムに、それぞれ相当するものとする。）								

改正後		改正前			
別表第7（第7条関係）		別表第7（第7条関係）			
規 制 基 準		規 制 基 準			
1 ばい煙に係る規制基準		1 ばい煙に係る規制基準			
(中略)		(中略)			
(2) ばいじんに係る排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。		(2) ばいじんに係る排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。			
番号	施 設 名	ばいじん量	番号	施 設 名	ばいじん量
1	別表第1に掲げるボイラーのうち石炭（1キログラム当たり発熱量5千キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80グラム	1	別表第1に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30グラム
2	別表第1に掲げるボイラーのうち前項に掲げるもの以外のもの	0.40グラム	2	別表第1に掲げるボイラーのうち石炭（1キログラム当たり発熱量5千キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80グラム
			3	別表第1に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの	0.40グラム